

最近の政府の重要方針における文化関係の主な記述

経済財政運営と改革の基本方針 2015(平成 27 年 6 月 30 日閣議決定)

第 2 章 経済の好循環の拡大と中長期の発展に向けた重点課題

1. 我が国の潜在力の強化と未来社会を見据えた改革

[2] 海外の成長市場との連携強化

我が国企業のグローバル市場開拓を促進するため、官民連携により ODA 等も活用したインフラシステムの輸出、中堅・中小企業、小規模事業者、サービス業の海外展開の支援、日本食・日本産酒類、コンテンツの輸出や文化の創造・発信等クールジャパン戦略、法の支配の理念の下での法整備支援や予防司法等を通じたビジネス環境整備を促進するほか、航空・宇宙・海洋産業の振興を図る。

2. 女性活躍、教育再生をはじめとする多様な人材力の発揮

[1] 女性、若者など多様な人材力の発揮

生涯現役社会の実現に向けた高齢者の就労等の支援、障害者等の活躍に向けた農業分野も含めた就労・定着支援、文化芸術活動の振興などその社会参加の支援等に取り組む。

[3] 教育再生と文化芸術・スポーツの振興

(文化芸術・スポーツの振興)

文化芸術立国を目指し、「文化芸術の振興に関する基本的な方針」を踏まえ、文化芸術活動に対する効果的な支援、「日本遺産」など魅力ある日本文化の発信、メディア芸術の振興、子供の文化芸術体験機会の確保、国立文化施設の機能強化、文化芸術の担い手の育成、文化財の保存・活用・継承等³⁵に取り組む。

スポーツ立国を目指し、スポーツ庁を中核として、国際競技力の向上、生涯スポーツ社会の実現、スポーツによる健康づくり、障害者スポーツの振興、スポーツ産業の活性化等を進める。

3. まち・ひと・しごとの創生と地域の好循環を支える地域の活性化

[3] 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けた取組

東京大会を契機として、スポーツと文化芸術によるレガシー創出の観点から、オリンピック・パラリンピック・ムーブメントの国内外への展開、文化プログラムの推進、日本発の科学技術イノベーションの活用などを推進し、日本の魅力の発信を進める。関連情報の収集分析の強化などセキュリティ・安全安心対策、ホストシティ・タウン構想の推進など東京大会と連携した地域交流・地域活性化、税関・出入国管理・検疫(CIQ)の計画的な体制整備、観客・関係者の円滑な輸送、国際的注目度を活かした訪日プロモーションや外国人旅行者の受入れ環境整備、先進的なバリアフリー対

³⁵ その他、文化芸術に関する教育、地域文化の振興等

応、環境対策等を着実に進める。また、2016年リオ大会後の機運を国際的に高める取組の検討を行う。

関連する施設整備については、必要性、手法等を精査し、計画的な対応を推進する。

アイヌ文化の復興等を促進するため、2020年（平成32年）までに国立のアイヌ文化博物館（仮称）を開設するなど「民族共生の象徴となる空間」の整備を進める。

「日本再興戦略」の改訂 2015（平成 27 年 6 月 30 日閣議決定）

第二 3つのアクションプラン

二. 戦略市場創造プラン

テーマ4：世界を惹きつける地域資源で稼ぐ地域社会の実現

テーマ4-② 観光資源等のポテンシャルを活かし、世界の多くの人々を地域に呼び込む社会

(3) 新たに講ずべき具体的施策

①インバウンド新時代に向けた戦略的取組

- ・日本の歴史・文化に高い関心を有しつつもまだ十分に取り込めていない欧米からの訪日需要を確実に取り込むべく、欧米向けのプロモーション戦略を今一度練り直し、欧米からの旅行者に訴求する日本の歴史や伝統文化をテーマとしたプロモーションを実施し、体験型訪日ツアー商品の充実を図る。
- ・日本の魅力を海外に力強くPRするため、関係機関が連携を強化し、我が国が誇る和食、地酒、文化等について、ビジット・ジャパン、クールジャパン施策等が一体となって発信し、地方への具体的な誘客を促進する。

④先手を打っての「攻め」の受入れ環境整備

- ・多言語対応ガイドライン（2014年3月）に基づき、多言語対応の統一性・連続性の確保に向けて必要な取組を進める。

⑤外国人ビジネス客等の積極的な取り込み、質の高い観光交流

- ・我が国の歴史・文化を体現する文化財の価値・魅力を外国人旅行者に対して十分に伝えるため、ICTの活用を含め、英語での分かりやすい解説表示の在り方・ポイント等を検討するとともに、文化財の英語での情報発信に対する支援を行う。
- ・美術館・博物館の作品、各地域の文化財、自然・文化遺産、さらには、多彩な美しさを持つ日本各地の空撮による風景などを、高解像度画像でデジタルアーカイブ化し、臨場感をもってインターネット上で発信する取組を促進することにより、国内外の旅行者の地域への誘客を図る。
- ・本年度から、「世界文化遺産活性化事業」により、多言語によるガイドツアーや文化財保存修理の見学会、保存修理作業の模擬体験プログラム等の企画・情報発信等の

取組を支援し、世界文化遺産が所在する地域の活性化、誘客を図る。

- ・ 地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統をストーリーとして現す「日本遺産 (Japan Heritage)」の認定を、2020 年度までに 100 件程度行う (本年度は 18 件を認定)。さらに、ストーリーを語る上で不可欠な、魅力ある有形・無形の文化財群を、地域が主体となって総合的に整備・活用し、国内外に戦略的に発信する。
- ・ 能や歌舞伎、茶道体験、社寺観光、また、地域の伝統工芸体験や伝統芸能など各地の特色ある地域文化を観光資源化し、日本の歴史・文化に関心の高い欧米等からの旅行者に訴求する質の高い日本文化体験プログラムとして充実させ、体験プログラムへの参加を促進するとともに、滞在期間の長期化を図る。

⑥ 「リオデジャネイロ大会後」、「2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会」及び「その後」を見据えた観光振興の加速

- ・ 2016 年リオデジャネイロ大会終了後から、全国各地で開催される文化プログラムの機会を活用し、世界に誇るべき有形・無形の文化財や、季節感一杯の祭り・花火、地域の伝統芸能、食を含む日本文化等の魅力を発信し、地方への誘客につなげる。

三. 国際展開戦略

(2) 施策の主な進捗状況

④ コンテンツを核としたクールジャパンの推進

在外公館等の積極的な活用や、メディア関係者や発信力の高い若者などのクールジャパン戦略に資する人的交流の推進を通じ、日本の魅力の対外発信の強化を図ること
で、外国人の手によるクールジャパンの再発信へとつなげる。さらに、クールジャパ
ンを担う人材の育成を推進する。

「改革 2020」プロジェクト

(II) 訪日観光客の拡大に向けた環境整備等

5. 観光立国のショーケース化

① 観光地域

(2) 取組の具体的内容

- 観光資源については、訪日外国人旅行者に売り込めるコンテンツとして徹底的に磨き上げ、満足度の高い滞在プログラムとして提供する仕組みづくりを行う。
具体的には、(i) プロデューサー派遣を通じたクールジャパンを活用した地域資源の発掘・磨き上げ、(ii) 「食と農」をいかした受入れプログラムの策定、(iii) 日本の文化・伝統を語るストーリーを認定する「日本遺産」をはじめとした文化財の活用、(iv) エコツーリズムの普及・推進のためのガイドの育成、などの取組例の中から、地域に合った取組を行う。
- 海外への情報発信については、日本版 DMO として選定された地域の魅力を積極的に発信することにより、地域の観光需要の増加、地域産品の販路開拓等を図る。
具体的には、(i) ビジット・ジャパン事業による現地への出展、日本への招致、(ii) 地域の魅力を紹介する放送コンテンツの海外展開の支援、(iii) 海外でのクールジャパ

ン関連事業者との連携による一層の情報発信，（iv）文化プログラムの活用，等を行う。

（3）役割分担・事業主体

取組内容		役割分担・事業主体
日本版DMO	日本版DMOの確立	国土交通省、自治体等
	部局横断プロジェクトチームの設置	関連各省庁
観光資源の磨き上げ	地域資源を活用した新商品・サービスの開発・提供	経済産業省等
	日本食・食文化、農山漁村等の魅力活用	農林水産省等
	<u>文化財の保存・整備・活用、地域の歴史的まちなみ等の活用</u>	<u>文部科学省、国土交通省等</u>
	地域の自然を活かしたエコツーリズムの推進	環境省等
ストレスフリーの環境整備	訪日外国人旅行者が滞在・周遊を楽しむための環境整備	国土交通省、各関連民間事業者等
	ICTを活用した訪日外国人旅行者拡大に向けた環境整備	総務省、各関連民間事業者等
	カード・アプリによる「ストレスフリー」な環境整備	経済産業省、各関連民間事業者等
海外への情報発信	ビジットジャパン事業により海外へ地域の魅力を発信	国土交通省、農林水産省等
	地域の魅力を伝える放送コンテンツ等の発信	総務省、経済産業省等
	<u>文化プログラムを活用した日本文化の発信</u>	<u>文部科学省等</u>

（Ⅲ）対日直接投資の拡大とビジネス環境等の改善・向上

6. 対日直接投資の拡大に向けた誘致方策

（2）取組の具体的内容

③世界経済フォーラムと「スポーツ・文化・ワールド・フォーラム」の連携開催機会の活用

- ・2016年秋に、経済界、地方公共団体の協力を得て、「スポーツ・文化・ワールド・フォーラム」を開催する（※）。同フォーラムは、「世界経済フォーラム」と連携して開催する予定であり、「世界経済フォーラム」ヤング・グローバル・リーダーズの会議も同時期に開催される予定である。両会議への参加者の強力なグローバル発信力を活用し、最先端科学技術等をテーマとして「スポーツ・文化・ワールド・フォーラム」と「世界経済フォーラム」とのジョイントセッションを設けるなど投資誘致の取組を行う。

まち・ひと・しごと創生基本方針2015（平成27年6月30日閣議決定）

Ⅲ. 地方創生の深化に向けた政策の推進

1. 地方にしごとをつくり，安心して働けるようにする

（2）観光業を強化する地域における連携体制の構築

②地域の資源を活用したコンテンツづくり

【具体的取組】

- ・ 地域スポーツコミッション，日本遺産や文化プログラム⁽¹⁷⁾などの文化資源の活用を図る。

(17) 「オリンピック憲章」第5章第39条において，オリンピック競技大会組織委員会が，短くともオリンピック村の開村期間に計画しなければならないとされている複数の文化イベントのプログラムのこと。

観光立国実現に向けたアクション・プログラム 2015（平成 27 年6月5

日観光立国推進閣僚会議)

2. 観光旅行消費の一層の拡大、幅広い産業の観光関連産業としての取り込み、観光産業の強化

(1) 「訪日外国人による観光消費拡大・地域活性化」プログラム

<質の高い日本文化体験プログラムへの参加促進及び滞在期間の長期化>

- ・ 能や歌舞伎、茶道体験、社寺観光、また、地域の伝統工芸体験や伝統芸能など各地の特色ある地域文化を観光資源化し、日本の歴史・文化に関心の高い欧米等からの旅行者に訴求する質の高い日本文化体験プログラムとして充実させ、体験プログラムへの参加を促進するとともに、滞在期間の長期化を図る。【新規】
- ・ 日本文化を深く理解し、ストーリー性やメッセージ性をもって、外国語で分かりやすく発信できる外国人（各分野で「核」となる愛好家）の活用を図りつつ、プログラムのダイジェスト版や、イヤフォンガイド、IT 機器の普及等により、外国人にとって日本文化がより理解しやすいものとなるよう取り組む。【新規】

3. 地方創生に資する観光地域づくり、国内観光の振興

(2) 来訪者が地域の魅力を体感し、再び訪れたい観光地域づくり

<地域の観光振興の促進>

- ・ 我が国の歴史・文化を体現する文化財の価値・魅力を外国人旅行者に対して十分に伝えるため、ICT の活用を含め、英語での分かりやすい解説表示のあり方・ポイント等を検討するとともに、文化財の英語での情報発信に対する支援を行う。【新規】

4. 先手を打っての「攻め」の受入れ環境整備

(6) 多言語対応の強化

<美術館・博物館>

- ・ 外国人旅行者が展示物の本質的な価値をより深く理解できるよう、展示解説や館内案内板における外国語表示、ICT を活用した情報提供、外国人向け体験メニューの充実等に対する支援を行い、美術館・博物館における多言語対応を進める。【改善・強化】

5. 外国人ビジネス客等の積極的な取り込み、質の高い観光交流

(2) MICE に関する取組の抜本的強化

<戦略的な国際会議の誘致>

- 日本が優位性を有し、さらなる発展が期待される科学、技術、医学分野を重点分野とし、当該分野に関する国際会議の誘致に集中的に取り組む。

- ・ 海外からのユニークベニユーの問合せに迅速かつ実効的に対応し、具体的な開催候補地の提案・情報提供を行うため、JNTO に一元的な問合せ窓口を設置するとともに、ユニークベニユーとして活用可能な施設、文化財等をリストアップして公表する。【新規】

(5) 質の高い観光交流の促進

○我が国の歴史・文化・芸術を深く理解し、体験を通じて日本や日本人の本質に触れられるような観光交流機会を創出し、我が国の歴史・文化・芸術に関心の高い観光客層の呼び込みを図り、質の高い観光交流の実現を目指す。

<文化資源、歴史的遺産の観光への活用>

- ・ 我が国の歴史・文化を体現する文化財の価値・魅力を外国人旅行者に対して十分に伝えるため、ICT の活用を含め、英語での分かりやすい解説表示の在り方・ポイント等を検討するとともに、文化財の英語での情報発信に対する支援を行う。【新規】（再掲）
- ・ 美術館・博物館の作品、各地域の文化財、自然・文化遺産、さらには、多彩な美しさを持つ日本各地の空撮による風景などを、高解像度画像でデジタルアーカイブ化し、臨場感をもってインターネット上で発信する取組を促進することにより、国内外の旅行者の地域への誘客を図る。【新規】
- ・ 2015 年度から、「世界文化遺産活性化事業」により、多言語によるガイドツアーや文化財保存修理の見学会、保存修理作業の模擬体験プログラム等の企画・情報発信等の取組を支援し、世界文化遺産が所在する地域の活性化、誘客を図る。【新規】
- ・ 地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統をストーリーとして現す「日本遺産（Japan Heritage）」の認定を、2020 年度までに100 件程度行う（2015 年度は18 件を認定）。さらに、ストーリーを語る上で不可欠な、魅力ある有形・無形の文化財群を、地域が主体となって総合的に整備・活用し、国内外に戦略的に発信する。【改善・強化】
- ・ 東京都上野地区の文化施設が連携し、年間3000 万人の集客を可能とするために必要なハード・ソフト両面にわたる施策を実施し、世界最高水準の文化芸術都市となる上野「文化の杜^{もり}」の形成を進める。【改善・強化】
- ・ 2020 年東京オリンピック・パラリンピックを見据えたアイヌ文化復興等に関するナショナルセンター「民族共生の象徴となる空間」の一般公開に向けて、「イランカラプテ」キャンペーンの展開等により、海外に対するアイヌの伝統・文化の情報発信を強化する。【継続】
- ・ 「富岡製糸場と絹産業遺産群」や「明治日本の産業革命遺産」など、産業遺産等を活用した産業観光を、国、自治体、観光協会、商工会議所等が連携して推進する。【改善・強化】

<文化芸術を通じた国際交流の推進>

- ・ 外国人芸術家が一定期間滞在し、制作活動等を実施するアーティスト・イン・レジデンスの取組を推進し、地域の魅力の再発見や文化芸術の創造活動を促進する。また、アート・アニメ等のポップカルチャーの発信を強化するとともに、在外公館・国際交

流基金による祭り支援事業や機動的な文化事業等を通じ、我が国の多様な文化の魅力を発信することにより、諸外国の日本への興味・関心を喚起して、訪日のきっかけをつくる。【新規】

6. 「リオデジャネイロ大会後」、 「2020年オリンピック・パラリンピック」及び「その後」を見据えた観光振興の加速

(2) 全国各地での文化プログラムの開催

○2016年リオデジャネイロ大会終了後から、全国各地で開催される文化プログラムの機会を活用し、世界に誇るべき有形・無形の文化財や、季節感一杯の祭り・花火、地域の伝統芸能、食を含む日本文化等の魅力を発信し、地方への誘客につなげる。

- ・ 2020年に向けた文化プログラムについて、「2020年に向けた文化イベント等の在り方検討会」における検討結果を踏まえ、2015年夏頃までに実施構想を策定する。

【新規】

- ・ 地域の様々な魅力ある文化・芸術の取組や文化・芸術の担い手の育成に関する支援、芸術団体や劇場・音楽堂等によるトップレベルの舞台芸術活動等への取組支援、国立文化施設の観覧・鑑賞機会の充実等の環境整備を実施する。【新規】

知的財産推進計画2015本文(平成27年6月19日知的財産戦略本部決定)

第1部 重点3本柱

第3. コンテンツ及び周辺産業との一体的な海外展開の推進

(2) 今後取り組むべき施策

<<海外市場で受け入れられるコンテンツの制作・確保>>

(国際映画共同製作の促進)

- ・ 映画による国際文化交流の推進及び海外における上映機会の確保等を図るため、映画の国際共同製作に対し引き続き製作費の支援を行うとともに、国際共同製作協定の締結を含め、海外ニーズを踏まえ、より国際共同製作を行いやすくするための仕組みについて検討を行う。 (短期・中期) (文部科学省, 経済産業省, 外務省)

(権利処理の一層の迅速化, 効率化)

- ・ 放送番組に係る権利処理の一層の円滑化のため, これまでの実証実験の成果を踏まえ, 実演家に係る権利処理については, 更なる迅速化, 効率化に資するよう, 制作段階から海外展開までを含めた権利処理を推進するとともに, 手続の簡素化, 関連作業の効率化等を通じて, 全体の権利処理期間の短縮化について検討し, その実現のためのシステム改善を支援する。また, レコード原盤権に係る権利処理については, これまでの枠組みを基礎に権利処理の一層の円滑化について検討する。(短期・中期) (総務省, 文部科学省)

<<海外市場への継続的な展開>>

(国際的なコンテンツ人財の育成・活用)

- ・ 実演家やアーティストについて, 国際的に通用する人財として育成するために, 海外に派遣し, 研修する機会を引き続き提供する。 (短期・中期) (文部科学省)

<<コンテンツと関連産業との連携>>

(地域との連携)

- ・ 映画の撮影促進と創造活動の活性化を図るため, 日本各地のロケ地情報を集約し, 各地域のフィルムコミッションを紹介するとともに, 引き続き国内外へ発信する。 (短期・中期) (文部科学省)

<<各段階に共通的な課題への対応>>

(文化交流の双方向性確保)

- ・ 世界の人々の日本文化理解の深化, 芸術家・文化人等のネットワークの形成と強化を図るため, 芸術家, 文化人等を「文化交流使」に指名し, 文化交流使が海外に一定期間滞在して日本の文化に関する講演や実演等を行う活動や海外の芸術家等が国内に滞在して制作活動や地域と交流する取組(アーティスト・イン・レジデンス)等の国際文化交流事業を実施する。 (短期・中期) (文部科学省)

(正規版コンテンツの海外展開に係る模倣品・海賊版対策)

- ・ 侵害発生国における模倣品・海賊版対策を強化するため、政府間協議や、官民一体となった相手国政府への働き掛けを実施する。（短期・中期）（関係府省）

第2部 重要8施策

5. デジタル・ネットワークの発達に対応した法制度等の基盤整備

（2）今後取り組むべき施策

（権利処理の円滑化に向けた集中管理の促進）

- ・ 文化審議会の議論を受け、「集中管理による契約スキーム」やワンストップ窓口としての「音楽集中管理センター」（仮称）の具体化等、民間におけるライセンス体制の構築等が促進されるよう、必要に応じて支援を行う。（短期・中期）（文部科学省）
- ・ コンテンツに関するデータベースの構築や国際的に共通化されたコンテンツの管理システムの導入に向けた民間での取組が促進されるよう、必要に応じて支援を行う。（短期・中期）（経済産業省、総務省、文部科学省）

（持続的なコンテンツ再生産につなげるための環境整備）

- ・ クリエイターへ適切に対価が還元され、コンテンツの再生産につながるよう、私的録音録画補償金制度の見直しや当該制度に代わる新たな仕組みの導入について文化審議会において検討を進め、結論を得て、必要な措置を講ずる。（短期・中期）（文部科学省、経済産業省）

（新しい産業の創出環境の形成に向けた制度等の検討）

- ・ インターネット時代の新規ビジネスの創出、人工知能や3Dプリンティングの出現などの技術的・社会的変化やニーズを踏まえ、知財の権利保護と活用促進のバランスや国際的な動向を考慮しつつ、柔軟性の高い権利制限規定や円滑なライセンス体制など新しい時代に対応した制度等の在り方について検討する。（短期・中期）（内閣官房、文部科学省、関係府省）
- ・ サイバーセキュリティに関連する産業の発展に向け、例えば著作権法におけるセキュリティ目的のリバースエンジニアリングに関する適法性の明確化等について検討を行う。（短期・中期）（文部科学省）

（教育の情報化の推進）

- ・ デジタル化した教材の円滑な利活用やオンデマンド講座等のインターネットを活用した教育における著作権制度上の課題について検討し、必要な措置を講ずる。（短期・中期）（文部科学省）

6. アーカイブの利活用促進に向けた整備の加速化

（2）今後取り組むべき施策

<<アーカイブ間の連携・横断の促進>>

（統合ポータル構築）

- ・ 国立国会図書館サーチと、文化財分野における文化遺産オンラインを始めとする各分

野のアグリゲーターが運用している主要アーカイブとの間でメタデータレベルでのアーカイブ連携を進めるため、文化財分野は国立国会図書館サーチと文化遺産オンラインとのアーカイブ連携を早期に実現するための具体的な連携方策の検討を本年度上期に開始し、他分野についてはアーカイブ連携のための課題抽出等を行うことにより、分野横断的な検索が可能なポータルサイトの整備についての取組を進める。（短期・中期）（国立国会図書館，文部科学省，総務省）

（関係省庁等連絡会及び実務者協議会（仮称）の設置）

- ・ アーカイブ連携の具体的な方策やメタデータのオープン化など、データ利活用促進策、アーカイブ人材育成等コンテンツのデジタルアーカイブについての課題を共有・検討するとともに、実務的な課題に対応するため、本年度に、関係省庁、国立国会図書館及び主要分野のアグリゲーターの実務者等を含めたデジタルアーカイブに関する関係省庁等連絡会及び実務者協議会（仮称）を開催する。（短期）（内閣官房，国立国会図書館，文部科学省，総務省，経済産業省）

<<分野ごとの取組の促進>>

（分野ごとのアグリゲーターによる取組）

- ・ 書籍等分野については国立国会図書館，放送コンテンツについては放送番組センター（日本放送協会（NHK）と民放局両方のコンテンツを取り扱う）及びNHK（NHKのコンテンツを取り扱う），映画，ゲーム，アニメなどのメディア芸術分野や文化財については中核的なアーカイブ拠点がないため当面の間文化庁において、収集対象の選定やメタデータ形式の標準化などのアーカイブ構築の方針の策定等、分野内のアーカイブ機関における収集資料のデジタル化への協力、メタデータの集約化を行う。（短期・中期）（国立国会図書館，文部科学省，総務省）

（文化財分野）

- ・ 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、文化財情報を海外に発信するため、日本遺産を構成する文化資源や国宝・重要文化財以外の地域の文化資源に関するデータの集約を進め、画像掲載率の向上を図るとともに、多言語化を含め利活用を資する取組を推進する。（短期）（文部科学省）
- ・ 全国の博物館・美術館等において文化財等のデジタルアーカイブ化とそのデータの利活用が促進されるよう、国におけるこれまでの取組を踏まえて、地方の博物館・美術館等に対して必要な情報の周知を図る。（短期）（文部科学省）

（メディア芸術等分野）

- ・ マンガ，アニメーション，ゲーム，メディアアート分野について構築した「メディア芸術データベース」の利活用を促進するため、適切な維持管理を行うとともに、民間とも連携しつつ、データベースへの新たな情報の収集と登録の促進，システムの改修など，内容の充実を図る。（短期）（文部科学省）
- ・ 東京国立近代美術館フィルムセンターにおいて、映画フィルムの収集や保存のためのデジタル化を引き続き実施する。（短期）（文部科学省）
- ・ 民間主体でのアーカイブ構築を促進するため、デザイン等のモデル分野における中核

拠点の形成を支援する。（短期）（文部科学省）

- ・ メディア芸術分野でのメタデータ項目等の例示などデータベース構築の取組について、メディア芸術データベースガイドライン（手引書）で取組事例を紹介する。（短期）（文部科学省）

<<アーカイブ利活用に資する基盤整備>>

（アーカイブの構築と利活用の促進のための著作権制度の整備）

- ・ 美術館等が所蔵する著作物に関し、アーカイブ化のための複製が認められる施設の範囲の拡大や解説・紹介のために当該著作物のデジタルデータの利用を可能とすることについて具体的な制度の検討を行い、法改正が必要な事項については次期通常国会への法案提出も視野に検討し、法改正を必要としない事項に関しては本年度内に結論を得て、必要な措置を講ずる。（短期）（文部科学省）
- ・ 孤児著作物を含む過去の膨大なコンテンツ資産の権利処理の円滑化等によりアーカイブの利活用を促進するため、著作権者不明等の場合の裁定制度における補償金供託の見直しや裁定を受けた著作物の再利用手続の簡素化等について検討し、法改正が必要な事項については次期通常国会への法案提出も視野に検討し、法改正を必要としない事項に関しては本年度内に結論を得て、必要な措置を講ずる。（短期）（文部科学省）

（利用に係る著作権者の意思表示）

- ・ 著作権者没後等の著作物の利用に係る課題について検討を行い、その結果を踏まえて、例えばあらかじめ著作権者が行う意思表示の在り方など必要な取組の在り方について検討を行う。（短期・中期）（内閣官房，文部科学省）

（アーカイブ関連人材の育成）

- ・ これまでのアーカイブの構築を通じて得られたノウハウや成果を活用しつつ、アーカイブの構築をけん引する人材や利活用をサポートする人材の育成を支援するため、美術館・博物館，大学・研究機関，民間施設の関係者に対し、アーカイブの必要性やアーカイブ人材の重要性の認識を広めるためのシンポジウム開催等の取組を実施する。（短期・中期）（国立国会図書館，文部科学省，総務省）
- ・ デジタルアーカイブに関連する大学における司書や学芸員の養成課程等において，省令改正により，2012年度からデジタルアーカイブ関係の内容を含む科目が新設されたことを踏まえ，デジタルアーカイブに関する専門的知識を有する人材の育成がより充実されるよう促していく。（短期・中期）（文部科学省）

7. 国際的な知的財産の保護及び協力の推進

（2）今後取り組むべき施策

<<知財システムの国際化への対応>>

（新興国等への我が国知財システムの普及と浸透）

- ・ 世界知的所有権機関（WIPO）と協働し、アジア新興国などの政府職員を対象として、著作権や著作隣接権に関するシンポジウムや研修プログラムを実施。（短期・中期）（文部科学省）

<<国際的な枠組みを通じた知財保護強化>>

(通商関連協定等を活用した知財保護と執行強化)

- ・ 自由貿易協定 (FTA) / 経済連携協定 (EPA) 等の二国間・多国間協定を通して、知的財産の保護強化、模倣品・海賊版対策を積極的に取り上げ、知的財産制度の整備と実効的な法執行の確保に努める。特に、TPP 協定については、産業界を始めとした関係者の意見を踏まえつつ、国益にかなう最善の結果を追求する。(短期・中期) (内閣官房, 外務省, 財務省, 経済産業省, 文部科学省, 農林水産省)
- ・ ACTA (偽造品の取引の防止に関する協定) の早期発効に向け、各国への働き掛けを継続して実施する。(短期・中期) (外務省, 経済産業省, 文部科学省, 農林水産省, 総務省, 法務省, 財務省)

(インターネットを通じた知財侵害への対応)

- ・ インターネットを利用したオークションや電子商取引における模倣品・海賊版対策として、インターネットサービスプロバイダ (ISP) と権利者等との連携による自主的な削除対応など、民間での取組を促進する。(短期・中期) (内閣官房, 経済産業省, 総務省, 文部科学省, 警察庁, 消費者庁)

(相手国政府・執行機関への働き掛けと日本企業等への支援)

- ・ 侵害発生国における模倣品・海賊版対策を強化するため、政府間協議や、官民一体となった相手国政府への働き掛けを実施する。(短期・中期) (経済産業省, 文部科学省, 財務省, 外務省, 農林水産省)
- ・ 海外での取締り体制の強化を支援するため、侵害発生国の取締り機関職員を対象にした真贋判定セミナーや各種研修等を通じて人財育成を行うとともに、日本招へい等において関係機関との意見交換を行うなど、相手国政府との協力関係を強化する。(短期・中期) (財務省, 経済産業省, 文部科学省, 法務省)
- ・ 侵害発生国における著作権保護の強化や違法コンテンツ流通の防止に向け、現地の集中権利管理団体や政府当局の著作権制度実施に係る能力育成の支援や侵害発生国政府による著作権の普及啓発活動の支援を実施する。(短期・中期) (文部科学省)
- ・ 侵害発生国における我が国企業等の知的財産権保護を促進するため、現地における被害実態及び知的財産権制度等に関する調査を実施し、その結果を広く提供する等、日本企業の模倣品・海賊版対策への支援を実施する。(短期・中期) (経済産業省, 文部科学省, 外務省)
- ・ 模倣品・海賊版に対する国民の知識と容易に購入しないという意識の向上のため、各省庁、関係機関が一体となった啓発活動を推進する。(短期・中期) (財務省, 警察庁, 経済産業省, 文部科学省, 農林水産省, 消費者庁)

8. 知財人財の戦略的な育成・活用

(2) 今後取り組むべき施策

<<国際的なコンテンツ人財の育成・活用>>

(国際的なコンテンツ人財の育成・活用)

- ・ 実演家やアーティストについて、国際的に通用する人財として育成するために、海外に派遣し、研修する機会を引き続き提供する。(短期・中期) (文部科学省) 【再掲】

<<コンテンツ産業の基盤となる人財の育成>>

(アーカイブ関連人材の育成等)

- ・ これまでのアーカイブ構築を通じて得られたノウハウや成果物を活用しつつ、アーカイブの構築をけん引する人材や利活用をサポートする人材等の育成を支援するため、美術館・博物館、大学・研究機関、民間施設の関係者に対し、アーカイブの必要性やアーカイブ人材の重要性の認識を広めるためのシンポジウム開催等の取組を実施する。
(短期・中期) (国立国会図書館, 文部科学省, 総務省) 【再掲】
- ・ デジタルアーカイブに関連する大学における司書や学芸員の養成課程等において、省令改正により、2012年度からデジタルアーカイブ関係の内容を含む科目が新設されたことを踏まえ、デジタルアーカイブに関する専門的知識を有する人材の育成がより充実されるよう促していく。(短期・中期) (文部科学省) 【再掲】

(若手クリエイターの育成・発表機会の提供)

- ・ アニメーション分野における若手クリエイター育成のため、若手アニメーターを起用した制作スタッフによるオリジナルアニメーション作品の制作を通じ、OJTによる育成を支援するとともに、制作作品による上映会等の発表機会の提供を引き続き実施する。
(短期・中期) (文部科学省)
- ・ マンガ、アニメーション、ゲーム等のメディア芸術分野のクリエイターの育成のため、「メディア芸術祭」等での優れた作品の顕彰、海外メディア芸術祭でのメディア芸術祭受賞作品等の展示支援等を行う。(短期・中期) (文部科学省)